



高齢者・障害者等配慮設計指針
—点字の略語表記—
事務機器の操作部

JBMIA-TR-16 :2009

(2014 確認)

平成 21 年 5 月 制定

社団法人 **ビジネス機械・情報システム産業協会**

標準化センター

アクセシビリティプロジェクト指標化G

アクセシビリティプロジェクト 指標化G委員構成表

(主査)	酒 井 英 典	株式会社リコー
(副主査)	内 山 洋 一	ブラザー工業株式会社
(副主査)	駒 宮 祐 子	東芝テック株式会社
(委員)	太 田 賢 二	シャープ株式会社
	岡 雄 三	キヤノン株式会社
	渡 部 俊 彦	京セラミタ株式会社
	浅 田 菜美江	富士ゼロックス株式会社
	入 谷 悠	コニカミノルタテクノロジーセンター株式会社
	守 屋 玲 子	パナソニックコミュニケーションズ株式会社
	岩 波 正 恭	セイコーエプソン株式会社
	木 村 祐 介	セイコーエプソン株式会社
	江 崎 康 浩	理想科学工業株式会社 (平成 21 年 3 月迄)
(事務局)	竹 下 眞 仁	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

TR 番号 : JBMIA-TR-16

制 定 : 平成 21 年 5 月 25 日

原案作成 : アクセシビリティプロジェクト 指標化 G 委員会

高齢者・障害者配慮設計指針 —点字の略語表記— 事務機器の操作部

Guidelines for the elderly and people with disabilities
—The abbreviation displays of Braille points—
Operating part on office equipments

序文

近年、高齢者及び障害のある人がより安全かつ円滑に移動ができるように、公共施設のバリアフリーに関する法律の整備が進んでいる。視覚障害者の分野では、公共的な施設・設備への点字表示について、点字自体の間違い及び不適切な表示を防ぎ、点字表示の統一が図れるよう JIS T 0921 が制定された。また、視覚障害者の日常生活において、家電製品を含む様々な消費生活製品の操作部の点字表示を規格化した JIS T 0923 が制定された。

この TR は、視覚障害者がオフィス業務において、視覚障害者が事務機器を安全かつ円滑に使用するための点字の略語表記の指針として作成したものである。

1 適用範囲

この規格は、事務機器で使用される視覚表示物、機器に点字を略語表記する場合について規定する。事務機器とは、複写機、複合機、プリンター、大判プリンター、広幅複写機、シュレッダーなどをいう。複合機とは、JIS X 6910 の定義による。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS S 0011 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示

JIS S 0012 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の操作性

JIS T 9253 紫外線硬化樹脂インキ点字—品質及び試験方法

JIS T 0921 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—公共施設・設備

JIS T 0923 高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—消費生活製品の操作部

JIS X 6910 事務機器—複写機・複合機の仕様書様式及びその関連試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

操作性

使用者が製品を間違いなく使用するための、操作のわかりやすさ及び操作のしやすさ。

3.2

操作部

使用者が製品を操作するために直接力を加える部分及び、操作の仕方、操作方向、操作手順、製品の状態などを示す表示部分の集合体。

3.3

墨字（すみじ）

点字に対して、鉛筆、ペンなどで書いたり印刷したりした文字。

3.4

凸記号

操作の手がかりとして、操作ボタンの識別に用いる凸点、凸バーをいう。凸処理をした図記号（凸図記号）とは区別して定義する。

4 点字の表示原則

点字の表示場所及び表記方法は JIS T 0921 及び JIS T 0923 による。点字はいずれの場所に表示する場合でも、左から右に触読できるように配置する。操作部の点字の表示位置は、通常操作ボタンの左側、又は上側とする。

ただし、製品の形状や特性、表示スペースなどの理由によってそれが困難な場合は、操作ボタンとの関係がわかるよう操作ボタンの近傍のわかりやすいところに表示する。

注記 1 点字表示の表記方法は、日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”に記載がある。

注記 2 紫外線硬化樹脂インキによって製作する場合には、JIS T 9253 で規定する品質とする。

5 略語表記

点字は、省略せずに表記することが望ましい。ただし、表示部分の面積が狭いなどの理由によってそれが困難な場合、略語表記を用いることができる。略語表記は、理解しやすさに配慮する。なお、略語表記の選定に当たっては、専門機関に相談することが望ましい。

5.1 略語表記する場合の配慮事項

- a) **二つ以上の単語が組み合わされた墨字の場合** 伝える意味にふさわしい単語部分を選択して略語表記をすることができる。
- b) **単語の一部を用いる場合** 伝える意味にふさわしい文字を選択し、2 マス以上で略語表記をする。ただし、濁音、半濁音、拗音、拗濁音、拗半濁音は3 マス以上とする。
- c) **より短くわかりやすい同意義の単語に置き換えられる場合** 伝える意味を端的に表した略語表記をすることができる。

5.2 略語表記してはならない場合

- a) 略語表記は原則として1 マス表記はしない。特に、凸点（凸記号）との区別が付かないため、“ア” および “ワ” のような1 点の略語表記はしない。
- b) 同一操作部において、同じ略語を用いてはならない。

6 事務機器に関する点字表記

6.1 表記する場合の配慮事項

点字は、省略せずに表記することが望ましい。表示方法は JIS T 0923 に従う。表示部分の面

積が狭いなどの理由によってそれが困難な場合、略語表記を用いることができる。

6.2 略語表記する場合の配慮事項

製品分野共通の略語表記がある場合は、表1の共通表記を使用する。略語表記は、理解しやすさに配慮する。なお、略語表記の選定に当たっては、専門機関に相談することが望ましい。

表1—点字の略語表記一覧

No	グループ	墨字	全表記		略語表記				備考
			点字読み	点字表記	推奨1		推奨2		
					点字読み	点字表記	点字読み	点字表記	
1	共通	電源, オンオフ	デンゲン	○○●●○○○○●●○○ ○○●●●●○○○○●● ○○●●●●○○○○●●	デン	○○●●○○ ○○●●○○ ○○●●●●			
			オンオフ	●●○○○○●●●● ○○●●○○○○●●○○ ○○●●○○○○●●●●					
2	共通	入,オン	イリ	●●○○ ●●●● ○○○○					
			オン	○○○○ ●●●● ○○●●					
3	共通	切,オフ	キリ	●●○○ ●●●● ○○○○					
			オフ	●●●● ○○○○ ○○●●					
4	共通	スタート	スタート	●●●●○○○○●● ○○●●●●●●●● ○○●●●●○○●●	スタ	●●●● ○○○○ ●●●●	カイシ	●●●●●● ○○○○●●●● ●●○○○○●●	
5	共通	ストップ, 止める	ストップ	●●○○○○○○●● ○○●●●●○○○○ ○○●●●●○○○○	スト	●●○○ ●●●● ○○○○	テイシ	●●●●●● ○○○○●●●● ●●○○○○●●	
			トメル	○○●●●● ●●●●●● ●●●●○○					
6	共通	強	キョー	○○○○○○ ○○●●●● ○○●●○○					
7	共通	弱	ジャク	○○●●●● ●●●●●● ○○●●●●					
8	共通	予約	ヨヤク	○○○○●● ○○○○○○ ●●●●○○	ヨヤ	○○○○ ●●●● ●●○○			
9	共通	時間(時)	ジカン	○○●●●●○○ ○○●●●●○○ ○○●●●●●●	ジ	○○○○ ○○●● ○○●●			注記1
10	共通	分	ブン	●●○○ ○○○○ ●●●●					注記1
11	共通	取消	トリケシ	○○●●●●●● ●●●●●●●● ○○○○○○○○	ケシ	●●●● ○○○○ ●●●●			
12		リセット	リセット	○○●●○○○○ ●●●●●●●● ○○●●○○●●	リセ	○○●● ●●●● ○○●●			
13		クリア	クリア	●●●●○○ ○○●●○○ ○○●●○○	クリ	●●○○ ○○●● ○○○○			

7 点字表示に使用する材料

- a) 触読性が良好で手指を傷つけない表面形状とする。
- b) 点字部分が長時間の使用によって劣化したり破損したりしない素材を使用することが望ましい。
- c) 紫外線硬化樹脂インキによって製作する場合には、**JIS T 9253** で規定する品質とする。

8 その他の配慮項目

- a) 点字表示する場合、製品企画・設計時に点字表示のスペースをあらかじめ考慮することが望ましい。
- b) 製品には、点字と誤認される形状の突起物などを設けないようにすることが望ましい。

高齢者・障害者等配慮設計指針—点字の略語表記—事務機器の操作部 解説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄，並びにこれらに関連した事柄を説明するもので，規定の一部ではない。

1 制定の趣旨

財団法人家電製品協会は 2006 年 3 月に，“家電製品における操作性向上のための点字表示に関するガイドライン”を発行し，家電製品の操作部における点字表示に関しては，業界内でのルールは作成されていた。また，2008 年 5 月に，国連では“障害者権利条約”が有効となった。

社団法人日本規格協会では，このような世界的な情勢を踏まえた上で，視覚障害者が利用する消費生活製品の利便性向上のため，消費生活製品の操作部の点字表示についての規格化を進め，JIS T 0923（高齢者・障害者配慮設計指針—点字の表示原則及び点字表示方法—消費生活製品）を制定した。事務機器分野でも，視覚障害者が利用する事務機器の利便性向上のため，点字の略語表記をする場合の参考技術書を作成する必要がある。

2 制定の経緯

社団法人日本規格協会では，アクセシブルデザイン検討委員会の中に，点字表示の使用方法 JIS 原案作成委員会（消費生活製品）を設置して検討を行い，2009 年 3 月に JIS T 0923 の操作部として制定した。この TR 原案作成においては，財団法人家電製品協会が発行した“家電製品における操作性向上のための点字表示に関するガイドライン”を基に，家電製品だけではなく，消費生活製品全般に共通になるように追加・修正を行った。この中で，議論になった部分は，視覚に障害のある人を対象にアンケート調査を行い，この調査結果から判断している。

3 略語表記

製品の操作部に点字表示する場合は，省略せずに表記することが望ましいが，スペース上の都合から，墨字と同じ言葉を点字表示することが難しい場合がある。限られた面積に点字表示する場合，言葉を省略することでより多くの情報が点字表示できるため，以前から略語を使用している。しかし，同一の語句でもその略語自体が異なっているなど統一はされておらず，点字表示の使用方法 JIS 原案作成委員会（消費生活製品）が行なったアンケート結果からも略した言葉が分かりづらいと言う回答が多かった。これを受けて，あくまでも省略しないことを前提とした上で，略語表記推奨一覧を作成し，略語表記の例を掲載することとした。この点字表記推奨一覧においては，表記の際，略語表記の優先順位の高いほうから“推奨 1”及び“推奨 2”とし，同一操作部に“推奨 1”が使用されている場合は，“推奨 2”を表記する。

この一覧表に記載したのは，JIS T 0923 の一部と現在，事務機器の中で一般的に使用されている用語を略語にしたものである。新しく採用する用語を略語表記する場合は，視覚に障害のある人たちにとって理解しやすいものであるか，点字の専門家に確認してもらう必要がある。